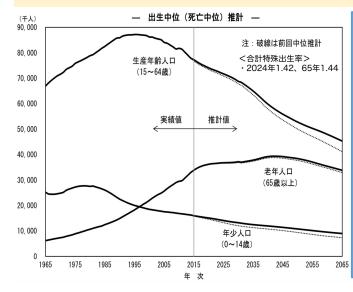
技能実習制度の構造的問題

~ 引き続く人権侵害の背景 ~

自由人権協会 理事、移住連 運営委員 旗 手 明

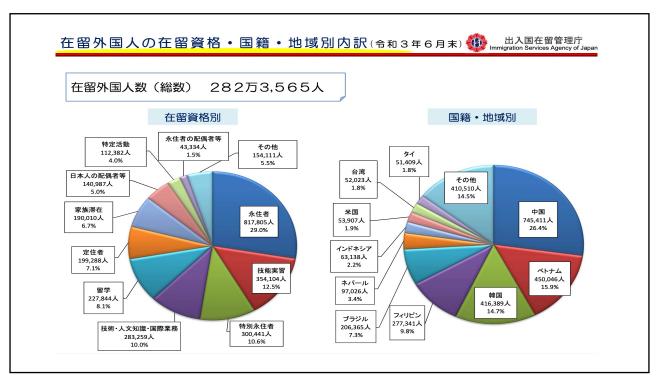
1

日本の将来推計人口2017 (国立社会保障・人口問題研究所)

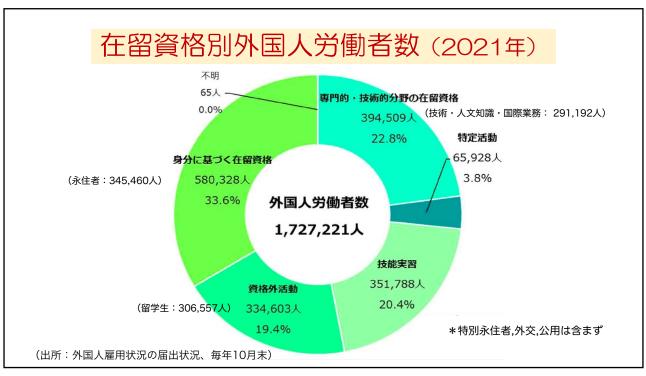


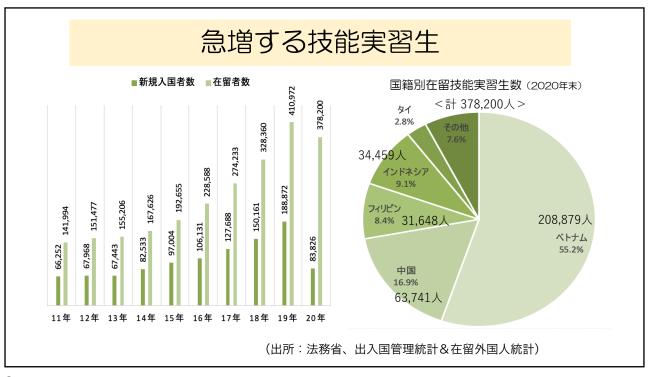
- *日本の総人口
 - 1872年: 3,481万人 (明治5年)
- →2008年:12,808万人(ピーク時)
- →2015年:12,709万人(世界10位)
- *将来推計人口(中位推計)
- ・2040年:11,092万人
 - ~ 25年間で1,617万人減少
 - (年平均64.7万人)
- ・2065年: 8,808万人 (中位推計)
 - ~ 50年間で3,901万人減少
 - (年平均78.0万人)
- *生産年齢人口(15歳~64歳) 1997年:8,699万人(69.0%)
 - 2017年: 7,596万人 (60.0%)
- *外国の人口(2015年)

ドイツ 8,218万人、イギリス 6,511万人 フランス6,428万人、韓国5,062万人









在留技能実習生数の推移

年	2012年		2014年		2016年		2018年		2020年	
総数	151,477	100%	167,626	100%	228,588	100%	328,360	100%	378,200	100%
中国	111,395	<mark>73.5%</mark>	100,093	59.7%	80,857	35.4%	77,806	23.7%	63,741	<mark>16.9%</mark>
ベトナム	16,715	11.0%	34,039	20.3%	88,211	38.6%	164,499	50.1%	208,879	<mark>55.2%</mark>
フィリピン	8,842	5.8%	12,721	7.6%	22,674	9.9%	30,321	9.2%	31,648	8.4%
インドネシア	9,098	6.0%	12,222	7.3%	18,725	8.2%	26,914	8.2%	34,459	9.1%
タイ	3,464	2.3%	4,923	2.9%	7,279	3.2%	9,639	2.9%	10,735	2.8%
その他	1,963	1.3%	3,628	2.2%	10,842	4.7%	19,181	5.8%	28,738	7.6%

(出所:法務省在留外国人統計) 旗手作成

7

外国人労働者の賃金 ('20賃金構造基本統計調査)

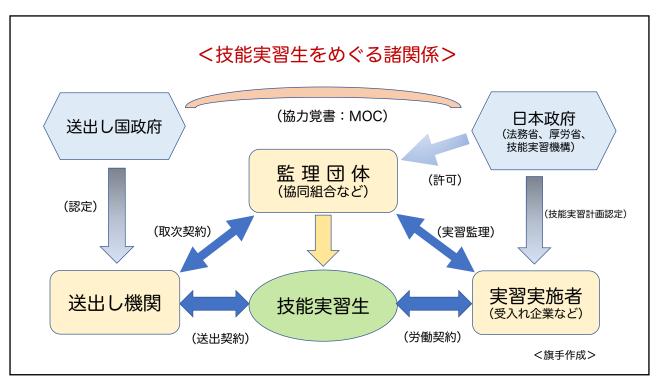
在留資格区分1)	賃金 (千円)	対前年 増減率 ²⁾ (%)	年齢 (歳)	勤続年数 (年)
外国人労働者計	218. 1	-3. 1	33. 3	2. 7
専門的・技術的分野(特定技能を除く)	302. 2	-6. 7	31.8	2.9
特定技能	174. 6	-	28. 1	1.1
身分に基づくもの	257. 0	4. 2	44. 4	4.3
技能実習	161. 7	2. 5	27. 1	1.7
留学 (資格外活動)	-	-	_	-
その他 (特定活動及び留学以外の資格外活動)	205. 3	-6. 1	32. 2	2.8

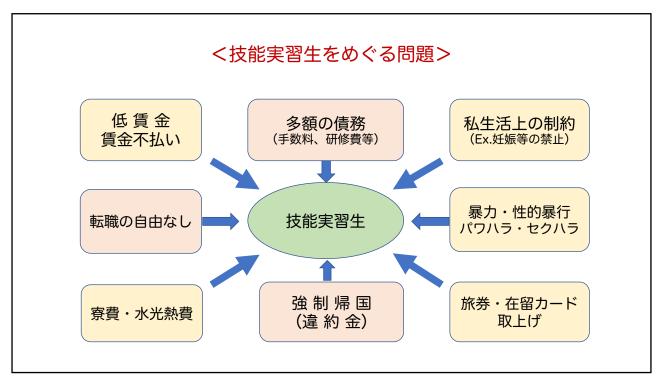
監理費等の費用に係るアンケート調査 (技能実習機構 2021年調査)

(単位:円)

	初期費用 (一人当たりの徴収額) (n=631)		定期費用(2号) (一人当たりの月額) (n=631)	定期費用(3号) (一人当たりの月額) (n=386)	不定期費用 (一人当たりの徴収額) (n=631)	
<合計額>	341,402	30,551	29,096	23,971	154,780	
職業紹介費	88, 350	8, 467	8, 011	6, 479	2, 259	
監査指導費	802	14, 554	13, 742	11, 522	272	
講習費	159, 579	614	228	37	4, 079	
その他諸経費	92, 671	6, 916	7, 114	5, 934	148, 171	

9





暴力被害を受けた技能実習生の証言

- ・来日のために貯金を崩し、100万円の借金もしました。
- ・最初は相談せず我慢していました。もし相談したら、会社の人に嫌われ、**退職・帰国せざる得なくなり、借金が返せなくなってしまう**だろうと思ったからです。
- ・原則として<mark>転職ができない</mark>ということも、今回トラブルが起きてから初めて知りました。
- ・建築の知識の習得を期待していましたが、<mark>危険な仕事や大変な力仕事は、私たち外国人技能実習生がやらされることが多かったと思います。長時間労働もひどかったです。</mark>
- ・ベトナムで役立つようなことは学べませんでした。

(2022年2月3日 朝日新聞GLOBE+から)

技能実習制度の根幹的問題(1)

- (1) 多額の債務(手数料、事前講習費用、渡航費等)
 - *ILO「民間職業仲介事業所条約」第181号(1999年批准)
 - ・第7条1項「民間職業仲介事業所は、労働者からいかなる手数料又は経費に ついてもその全部又は一部を直接又は間接に徴収してはならない」
 - ・技能実習法施行規則第10条第2項第6号二:送出し機関等に「支払う費用につき、その額及び内訳を十分に理解してこれらの機関との間で合意していること」つまり、手数料や経費等の徴収を認めている。
 - *ILO:強制労働と人身取引(労働監督官ハンドブック)「強制労働の可能性の兆候リスト」 ~ 高額な職業斡旋手数料または旅費を返さなければならない状況か?
 - <厚生労働省回答> '19.11

技能実習での外国の取次送出機関や準備機関は、その国の労働者から手数料・経費等を徴収できることとなっているが、批准国の国内で適用されるこの条約には必ずしも抵触するものではない。

➡ 送出し機関等による手数料や経費の徴収禁止を協力覚書で確認すべき!

13

技能実習におけるあっせん費用(制度と実態)

対象:2017年1月~2018年9月に当局から聴取された「失踪」技能実習生

	中国	ベトナム	インドネシア	フィリピン	全 体
総回答数	1,499	1,063	123	34	2,778
斡旋料 (万円)	83.7	102.8	40.8	22.2	88.2
法定斡旋料	上限なし	USD 3,600	上限なし	基本給1ヶ月まで。 対日本はゼロ	

出所:法務省「実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票」

(京都大学安里和晃准教授の資料に基づき作成)

技能実習制度の根幹的問題(2)

- (2) 転職の自由なし (例外的取扱い)
- *技能実習基本方針(主務大臣: 法務大臣·厚生労働大臣)

「第二号技能実習から第三号技能実習に進む段階では、技能実習生本人に異なる実習先を選択する機会を与える」「実習実施者から人権侵害行為等を受けた場合はもとより、実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認められる場合」

*技能実習運用要領

「実習実施者の経営上・事業上の都合、実習実施者における実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更」

- *ILO:強制労働と人身取引(労働監督官ハンドブック) 「強制労働の可能性の兆候リスト」 ~ 特定の雇用主だけに固定されていないか?
- → 転職の自由をより柔軟に認めるべき!

15

技能実習制度の根幹的問題(3)

(3) 強制帰国

*技能実習基本方針(法務省·厚生労働省告示)

「倒産等のやむを得ない場合を除いては、実習実施者や監理団体の一方的な都合により、技能実習生が実習期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならない」

*技能実習生手帳

「意に反して帰国を促された場合にあっては、機構に相談や申告の申出を行うことができるほか、最終的には空海港での出国手続の際に入国審査官にその旨を申し出ることができます」

→ 技能実習法において強制帰国を禁止し、罰則規定を設けるべき!





<国際的な批判が集中>

- ◆ 国連自由権規約委員会 (2008年、14年、20年:延期)
- ◆ 国連女性差別撤廃条約委員会 (2009年、16年)
- ◆ 国連人身売買に関する特別報告者 (2010年)
- ◆ 国連移住者の人権に関する特別報告者 (2011年)
- ◆ 国連人種差別撤廃委員会 (2014年、18年、20年フォローアップ)
- ◆ 国連人権理事会UPR (普遍的定期的) 審査 (2017年)
- ◆ 米国国務省人身売買報告書(2007~21年:毎年)

米国国務省人身取引報告書(2021年)

- ・強制労働の事案は、政府が運営する技能実習制度において引き続き起きている。
- ・技能実習制度の下での日本国内の移住労働者の強制労働が依然として報告されたにもかかわらず、またもや当局は、技能実習制度における人身取引事案や被害者を積極的には1件も認知しなかった。
- ・政府と送出し国との協力覚書は、借金を理由に技能実習生を強要する主な要因の1つである外国に拠点を持つ労働者募集機関による<mark>過剰な金銭徴収</mark>を防止する上で効果を発揮していない。……技能実習生は、数千ドルの過大な労働者負担金、保証金や不明瞭な「手数料」を母国の送出し機関に支払っている。
- ・関係府省庁の従事者たちは、あらゆる形態の人身取引を網羅していない統一性のない<mark>非効果的な認知</mark>・照会手順に依然として頼り、その結果、当局は人身取引の被害を受けやすい人たちを適切に審査し、あらゆる形態の人身取引被害者を保護することができなかった。
- ・技能実習生に「処罰合意」への署名を義務付け、労働契約を履行できない場合、何千ドルもの<mark>違約金</mark>を科す送出し機関もあった。

19

ローテーション政策の持続可能性

- i 国際的な人流の制約 (パンデミック・災害・紛争etc.)
 - ~ 常に新たな供給が必要な政策には強い脆弱性がある
- ii 人権侵害=企業のリスク=企業の持続可能性の危機
 - ~ 国連を含む国際的な批判、ESG投資など機関投資家の厳しい眼 "ビジネスと人権"指導原則、現代奴隷法(イギリス・オーストラリア)
- iii 経済的な合理性は疑問
 - *受入れ機関:長期の担い手とならず、人的投資の動機が働かない
 - → 生産性の向上につながらず、競争力のない企業の延命にも
 - *外国人労働者:熟練形成が難しい、永住につながらない
 - 送出し国ニーズを特定せず(技能実習:実習内容の齟齬)
 - 「家族滞在」できない=家族関係の崩壊の懸念
- iv 送出し国の状況変化
 - ~ 経済発展による所得水準の向上、海外労働への依存からの脱却 日本嫌いの蓄積(NGOの取組みが緩和)